社外取締役の選任基準

当社は、社外取締役候補者を選任するに際して、その独立性を確保するために社外取締役の選任基準を規定します。

社外取締役の選任基準は次の通りであり、いずれに項目にも該当しないことを要件とします。

- 1) 当社の取締役、監査役、従業員として在籍していた者【注1】
- 2) 当社株式議決権の10%以上を有する大株主(法人株主の場合はその業務執行者)【注2】
- 3) 当社の主要な取引先、借入先の取締役、監査役、従業員として直近 10 年間に在籍して いた者【注 3】
- 4) 当社から多額の報酬を受けている専門的な役務の提供者【注4】
- 5) 当社から年間 1,000 万円以上の寄付を受けていた者
- 6) 取締役の相互派遣関係にある者
- 7) その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

【注】

- 注1: 現在において当社の業務執行取締役、執行役員その他雇用契約を締結する従業員(「業務執行者」という。) および、過去において一度でも当社に所属したことがある業務執行者をいう。
- 注2:大株主が法人、組合等の団体であるときは、当該団体に所属する業務執行(者)役員をいう。
- 注3:主要な取引先とは、当社が販売・提供する商品・サービス等の販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社の(連結)売上高または相手方の(連結)売上高の2%を超えるものをいう。
 - 主要な借入先とは、当社が借入を行っている金融機関であって、その借入金残高が当 社事業年度末において当社の(連結)総資産の2%を超える金融機関をいう。
 - 直近 10 年間とは、当該社外取締役候補者が株主総会で社外取締役に就任するときを 起算点とする過去 10 年間をいう。
- 注4:専門的な役務の提供者(法人を含む)とは、会計士、税理士、弁護士、司法書士、 弁理士、コンサルタント等をいう。役務提供の対価(役員報酬を除く)が年間 1,000 万円を超えるときを多額という。